

基準値超過に対する対応等について

平成 30 年度前期分について下記の地点において「ジェオスミン」が基準値超過となりました（水道水質基準値：10ng/L 以下）。基準値超過となった「ジェオスミン」は生活利便上の障害をきたさないという観点から定められた項目であり、人体の健康に影響がないため、給水の停止や飲用の制限は行っておりません。

「ジェオスミン」は、原水中の一部の植物プランクトン（アナベナなどの藍藻類）が生成する物質です。8月の神路ダムでの水温等の条件により、プランクトンの生育に適した条件が続いたことにより増殖したことで「ジェオスミン」の数値が高くなったと考えられます。

なお、磯部浄水場では、水質検査を委託している検査機関から基準値超過の速報連絡を受けた後に、磯部浄水場で原水及び浄水（水道水）の「ジェオスミン」の定期的なモニタリングを開始し、浄水処理における塩素注入量の調整、凝集沈殿処理の強化、粉末活性炭処理を行い、「ジェオスミン」の数値の低減化に努め、基準値超過を解消しています。

水質基準値超過の詳細について（ジェオスミン：水道水質基準 10ng/L 以下）

地点名	当初検査時	再検査時	確認検査時
磯部浄水場浄水	21ng/L (H30.8.21)	1ng/L 未満 (H30.8.27)	2ng/L (H30.9.6)
志摩系末端 (片田漁港)	15ng/L (H30.8.1)	6ng/L (H30.8.29)	1ng/L 未満 (H30.9.6)
志摩市配水池 (立神ふれあいセンター)	18ng/L (H30.8.1)	4ng/L (H30.8.27)	1ng/L (H30.9.6)

市ホームページに掲載の水質検査結果書（前期分）の結果は単位が mg/L となっていますが、数値を見やすくするため単位換算し ng/L の表示に変更してあります。

なお、1ng/L = 0.000001mg/L となります。